

# 平成 20 年度決算資料

---

平成 21 年 8 月  
安芸市税務課



平成20年度決算資料(税務課)

1. 市税等決算状況

税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済額	収納率	
						H20	H19
市民税	761,900,000	791,608,644	757,074,678	1,128,665	33,405,301	95.6	95.5
個人	624,300,000	655,215,687	622,390,578	963,665	31,861,444	95.0	94.8
現年	616,300,000	623,514,353	614,672,337	24,300	8,817,716	98.6	98.4
滞繰	8,000,000	31,701,334	7,718,241	939,365	23,043,728	24.4	30.1
法人	137,600,000	136,392,957	134,684,100	165,000	1,543,857	98.8	99.1
現年	137,400,000	135,070,900	134,482,900	0	588,000	99.6	99.5
滞繰	200,000	1,322,057	201,200	165,000	955,857	15.2	13.6
固定資産税	957,800,000	1,046,906,624	969,594,339	11,664,706	65,647,579	92.6	92.2
純固定	942,900,000	1,031,959,724	954,647,439	11,664,706	65,647,579	92.5	92.1
現年	927,000,000	956,793,400	933,512,115	1,827,400	21,453,885	97.6	97.7
滞繰	15,900,000	75,166,324	21,135,324	9,837,306	44,193,694	28.1	22.3
交付金	14,900,000	14,946,900	14,946,900	0	0	100.0	100.0
軽自動車税	54,500,000	61,045,140	54,194,272	583,810	6,267,058	88.8	87.9
現年	52,700,000	54,362,700	52,739,236	1,600	1,621,864	97.0	96.6
滞繰	1,800,000	6,682,440	1,455,036	582,210	4,645,194	21.8	21.9
たばこ税	158,400,000	149,674,637	149,674,637	0	0	100.0	100.0
一般会計	1,928,600,000	2,049,235,045	1,930,537,926	13,377,181	105,319,938	94.2	94.0
現年	1,902,700,000	1,934,362,890	1,900,028,125	1,853,300	32,481,465	98.2	98.2
滞繰	25,900,000	114,872,155	30,509,801	11,523,881	72,838,473	26.6	24.5
国民健康保険税	705,386,000	893,267,550	697,957,556	10,152,258	185,157,736	78.1	81.5
現年	655,386,000	700,687,500	656,329,137	23,200	44,335,163	93.7	94.0
一般医療	436,966,000	482,353,205	450,664,544	15,900	31,672,761	93.4	93.5
一般介護	58,390,000	58,720,405	54,363,210	3,600	4,353,595	92.6	91.9
一般支援	120,300,000	119,933,487	112,683,170	3,700	7,246,617	94.0	0.0
退職医療	26,275,000	26,785,395	26,064,418	0	720,977	97.3	97.4
退職介護	6,745,000	6,165,695	6,004,585	0	161,110	97.4	97.2
退職支援	6,710,000	6,729,313	6,549,210	0	180,103	97.3	0.0
滞繰	50,000,000	192,580,050	41,628,419	10,129,058	140,822,573	21.6	24.5
一般医療	44,127,000	168,467,764	35,557,830	9,132,473	123,777,461	21.1	23.6
一般介護	3,017,000	15,142,555	3,140,630	928,417	11,073,508	20.7	22.7
退職医療	2,691,000	8,495,671	2,760,426	67,002	5,668,243	32.5	43.7
退職介護	165,000	474,060	169,533	1,166	303,361	35.8	50.4
市税等合計	2,633,986,000	2,942,502,595	2,628,495,482	23,529,439	290,477,674	89.3	89.6
現年	2,558,086,000	2,635,050,390	2,556,357,262	1,876,500	76,816,628	97.0	96.9
滞繰	75,900,000	307,452,205	72,138,220	21,652,939	213,661,046	23.5	24.5

固定資産税/交付金: 国有資産等所在市町村交付金 たばこ税: 市町村たばこ税

## 2. 市税以外の税金からの収入状況

科目	決算額	前年比	説明
自動車重量譲与税	93,940,000	△ 12,652,000	自動車重量税の1/3が市区町村に譲与される。H21税制改正(道路特定財源の一般財源化)により用途制限は廃止。
地方道路譲与税	30,186,000	△ 6,678,000	H21税制改正(道路特定財源の一般財源化)により地方揮発油譲与税に名称変更されるとともに、用途制限は廃止。
利子割交付金	9,764,000	△ 66,000	利子税(20%)の15%が市区町村に交付される。
配当割交付金	2,360,000	△ 4,367,000	配当課税のうち5%(H16.1.1~H21.3.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で県から交付される。
株式等譲渡所得割交付金	1,248,000	△ 2,929,000	株式等譲渡所得課税のうち5%(H16.1.1~H21.3.31は3%)が都道府県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入率の割合で市区町村に交付される。
地方消費税交付金	164,371,000	△ 19,416,000	消費税は国分4%と併せて地方分1%が徴収されており、地方分の1/2が都道府県に、残りの1/2が人口と従業者数の割合で市区町村に分配される。
自動車取得税交付金	34,586,000	△ 4,201,000	自動車取得税(3~5%都道府県税)の65.5%を市区町村にその管理する道路の長さや面積に応じ交付。H21税制改正(道路特定財源の一般財源化)により用途制限は廃止。

### 3. 歳出その他

		H18	H19	H20	
税込	A	2,788,761,038	3,182,627,357	3,039,163,992	
市税		1,700,388,606	1,889,415,656	1,930,537,926	
個人県民税	B	221,224,227	396,393,443	410,668,510	
国保税		867,148,205	896,818,258	697,957,556	
賦課徴収費	C	121,755,121	111,781,372	107,806,848	
人件費		96,909,012	91,154,547	90,269,212	
基本給		55,009,088	53,672,512	51,239,941	
諸手当		30,388,260	25,504,459	27,035,309	
超過勤務手当		6,058,920	2,576,641	4,444,104	
期末勤勉手当		21,729,400	20,579,088	19,648,025	
その他手当		2,599,940	2,348,730	2,943,180	
その他		11,511,664	11,977,576	11,993,962	
共済費		11,484,664	11,977,576	11,993,962	
委員報酬		27,000	0	0	
物件費		15,588,331	20,010,296	16,900,280	
旅費		87,140	30,000	52,000	
需用費		5,886,793	5,572,449	5,366,887	
役務費		6,262,726	5,083,110	5,056,737	
委託料		1,758,744	8,496,978	5,629,606	H19宅地鑑定評価・H20住民 税金特徴システム導入
使用料		1,389,768	799,409	311,700	
その他		203,160	28,350	483,350	パソコン・プリンタ購入
補助費等		9,057,778	416,529	437,356	
前納報償費		8,603,010	0	0	H19廃止
その他		454,768	416,529	437,356	
貸付金		200,000	200,000	200,000	
県税取扱費	D	16,635,482	39,467,185	43,411,986	税制改正により算定方法変更
納税通知数を基準とする金額		557,320	0	0	
納税義務者数を基準とする金額		0	34,664,000	34,492,000	
徴収額を基準とする金額		15,602,338	3,858,644	8,732,978	
歳出還付額を基準とする金額		0	944,541	187,008	
報奨金の額に相当する金額		475,824	0	0	
賦課徴収費(市税分)	E=C-D	105,119,639	72,314,187	64,394,862	
税收費	C/A	4.37%	3.51%	3.55%	
	E/(A-B)	4.09%	2.60%	2.45%	
税務職員数		17	18	18	

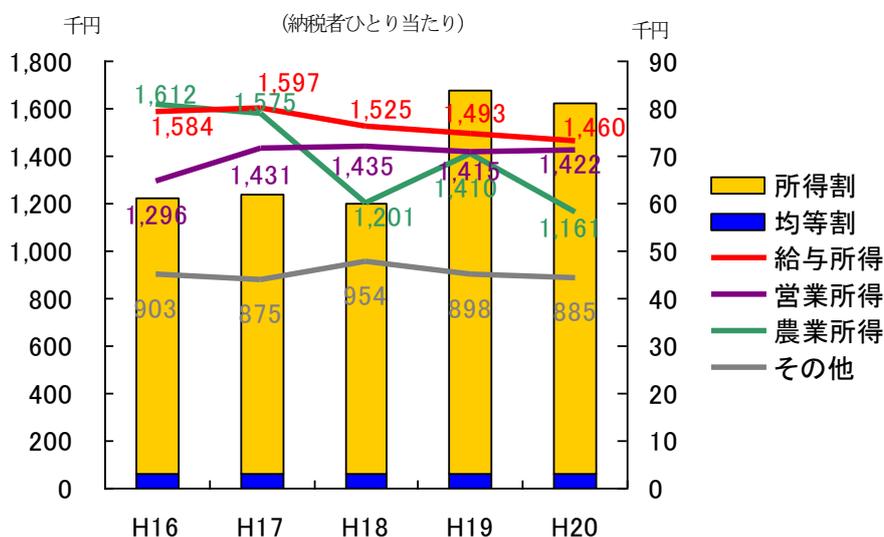
4. 課税状況

(1) 個人市民税

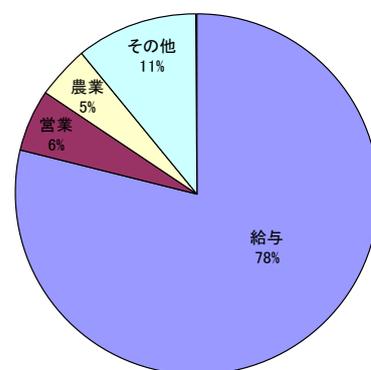
総所得の状況

区分	課税標準額(百万円)			所得割納税義務者(人)		
	H19	H20	増減	H19	H20	増減
給与所得	7,903	7,740	△ 163	5,293	5,302	9
営業所得	546	546	0	386	384	△ 2
農業所得	623	484	△ 139	442	417	△ 25
その他	1,091	1,058	△ 33	1,215	1,196	△ 19
分離所得	296	272	△ 24	54	51	△ 3
計	10,459	10,100	△ 359	7,390	7,350	△ 40

所得別課税標準と税額の推移



課税標準額の所得別割合



市民の所得の75%以上を占める給与所得については、納税義務者数は横ばいではあるものの課税標準額の減少が見られる。これは長引く景気の低迷や、団塊世代層の退職等などによる給与所得者の若返りが影響していると考えられる。

農業所得・営業所得については納税義務者数が微減となった。農業所得の減少は、原油価格の高騰に伴う経費の増加が一因と考えられる。営業所得は横ばいとなり、景気回復の兆候は見られない。

その他の所得も微減していて、全体でも所得の減少傾向は続いている。

## 課税の状況

区分		課税金額(千円)			納税義務者(人)		
		H19	H20	増減	H19	H20	増減
現年度分	当初課税額(7/1現在)	624,228	602,318	△ 21,910	8,572	8,517	△ 55
	内訳						
	均等割	25,068	25,551	483	1,182	1,167	△ 15
	所得割	599,160	576,767	△ 22,393	7,390	7,350	△ 40
	年度中の更正金額	1,508	3,373	1,865	88	84	△ 4
	<b>決定年税額</b>	<b>625,736</b>	<b>605,691</b>	<b>△ 20,045</b>	<b>8,660</b>	<b>8,601</b>	<b>△ 59</b>
過年度分	当初課税額(7/1現在)	778	585	△ 193	64	44	△ 20
	内訳						
	均等割	22	29	7	3	5	2
	所得割	756	556	△ 200	61	39	△ 22
	年度中の更正金額	1,492	4,097	2,605	81	47	△ 34
	<b>決定年税額</b>	<b>2,270</b>	<b>4,682</b>	<b>2,412</b>	<b>145</b>	<b>91</b>	<b>△ 54</b>
<b>合計</b>		<b>628,006</b>	<b>610,373</b>	<b>△ 17,633</b>	<b>8,805</b>	<b>8,692</b>	<b>△ 113</b>
会計年度調整(特別徴収4・5月分)		△ 17,816	2,678	20,494			
分離課税分(退職所得)		10,413	10,463	50			
<b>調定現額</b>		<b>620,603</b>	<b>623,514</b>	<b>2,911</b>	<b>8,805</b>	<b>8,692</b>	<b>△ 113</b>

## 特別徴収義務者数の推移

年度	特徴義務者数(人)		納税義務者数(人)		特別徴収税額(千円)	
		伸び率		伸び率		伸び率
H16	699	-	3,689	-	279,866	-
H17	915	30.9%	4,066	10.2%	299,273	6.9%
H18	1,034	47.9%	4,566	23.8%	329,648	17.8%
H19	1,057	51.2%	4,547	23.3%	435,119	55.5%
H20	1,070	53.1%	4,512	22.3%	415,311	48.4%

※特別徴収義務者の指定強化は平成 17 年度から努力しており、その推移を分かり易くするために左記表内の「伸び率」は平成 16 年度を基準として示しています。

本年度の課税金額は決算調定額ベースで納税義務者数のべ 113 人の減少となった。課税標準額、所得額とも減少傾向であるが、会計年度調整(特別徴収4・5月分)の増により、調定額は270万円増となった。特別徴収義務者数は伸びたものの、徴収税額は減少となった。所得の低下が影響したと見られる。

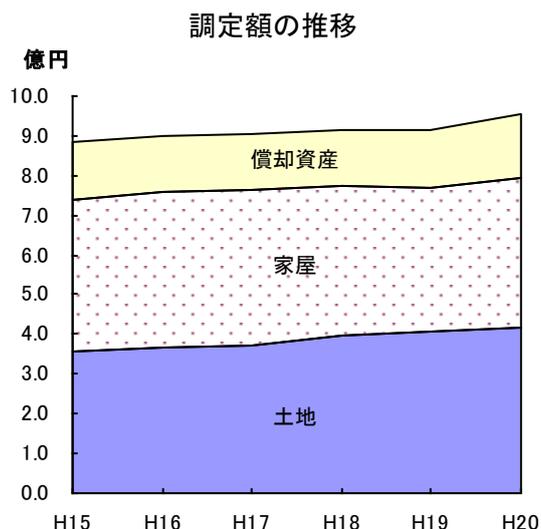
## (2) 法人市民税

法人	資本金	従業員	法人数(人)			均等割額(千円)			法人税割(千円)		
			H19	H20	増減	H19(決算)	H20(決算)	増減	H19(決算)	H20(決算)	増減
1号	1千万円以下	50人以下	267	256	△ 11	15,611	15,165	△ 446	9,537	7,919	△ 1,618
2号	1千万円以下	50人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3号	1億~1千万円	50人以下	72	67	△ 5	10,182	9,889	△ 293	4,325	4,734	409
4号	1億~1千万円	50人超	5	5	0	810	900	90	912	229	△ 683
5号	10億~1億円	50人以下	16	15	△ 1	3,264	3,180	△ 84	16,415	18,009	1,594
6号	10億~1億円	50人超	1	1	0	480	480	0	2,438	1,537	△ 901
7号	10億円超	50人以下	30	29	△ 1	13,571	12,792	△ 779	37,222	36,804	△ 418
8号	50億~10億円	50人超	1	1	0	2,100	2,100	0	2,854	2,612	△ 242
9号	50億円超	50人超	1	3	2	3,600	10,800	7,200	10,380	8,443	△ 1,937
<b>計</b>			<b>393</b>	<b>377</b>	<b>△ 16</b>	<b>49,618</b>	<b>55,306</b>	<b>5,688</b>	<b>84,083</b>	<b>80,287</b>	<b>△ 3,796</b>

9号法人2社増により法人税均等割は増加したが、景気後退の影響により法人税割が著しく減少した。特に製造業、金融業の落ち込みが激しく、円高や株価下落等の経済情勢悪化が大きく影響している。

(3) 固定資産税

調定額	(千円)			
	土地	家屋	償却資産	計
H15	358,397	377,933	147,348	883,678
H16	367,126	391,721	141,605	900,452
H17	372,506	390,986	139,152	902,644
H18	395,124	377,476	143,129	915,729
H19	406,177	364,645	144,179	915,001
H20	419,534	375,176	162,083	956,793



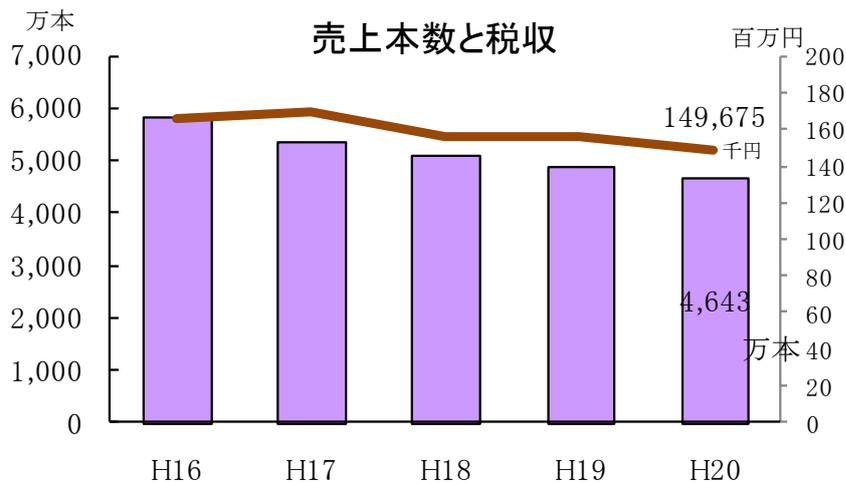
調定額全体では引き続き増加している。土地評価額の変動はないが、負担水準割合上昇により増額になっている。家屋については、新增築家屋相当分は増額となっているが、増加は鈍化している。償却資産は、鉄道関係の軽減措置が終了したことにより増加している。

(4) 軽自動車税

区分	税額	課税台数			課税金額		
		H19	H20	増減	H19	H20	増減
原付50cc	1,000	2,461	2,372	△ 89	2,461	2,372	△ 89
原付90cc	1,200	334	340	6	401	408	7
原付125cc	1,600	86	86	0	138	138	0
ミニカー	2,500	5	8	3	13	20	7
軽2輪	2,400	212	205	△ 7	509	492	△ 17
三輪車	3,100	1	1	0	3	3	0
軽4乗用(営)	5,500	0	0	0	0	0	0
軽4乗用(自)	7,200	4,069	4,220	151	29,297	30,384	1,087
軽4貨物(営)	3,000	17	36	19	51	108	57
軽4貨物(自)	4,000	4,466	4,343	△ 123	17,864	17,372	△ 492
農耕	1,600	1,223	1,207	△ 16	1,957	1,931	△ 26
特殊	4,700	47	44	△ 3	221	207	△ 14
自動2輪	4,000	242	232	△ 10	968	928	△ 40
計		13,163	13,094	△ 69	53,883	54,363	480

課税台数は全体的に減少傾向にあるが、中でも原付50ccの減少数、軽4乗用(自)の増加数、軽4貨物の減少数が際立っている。全体数が減っているのに課税金額が増加しているのは、ひとえに軽4乗用(自)の増加幅のためである。軽4乗用の増加については、車に対する意識の変化、昨今の不況の影響で普通車から乗り換える人が増えたことが考えられる。

(5) 市町村たばこ税



近年の健康志向からか、毎年、売上本数、税収ともに減少している。

(6) 国民健康保険税

区分			課税金額(千円)			
			H19 (世帯数)	H20 (世帯数)	増減 (世帯数)	
医療	現年分	課税年税額	827,028 (6,256)	502,559 (4,689)	△ 324,469 (△ 1,567)	
		内訳	一般	690,307 (5,544)	476,271 (4,525)	△ 214,036 (△ 1,019)
			退職	136,721 (712)	26,288 (164)	△ 110,433 (△ 548)
	過年度分年税額		6,843	6,580	△ 263	
支援金	現年分	課税年税額	- (-)	126,662 (4,689)	126,662 (4,689)	
		内訳	一般	- (-)	119,933 (4,525)	119,933 (4,525)
			退職	- (-)	6,729 (164)	6,729 (164)
	過年度分年税額		-	0	0	
介護	現年分	課税年税額	68,878 (2,970)	64,233 (2,900)	△ 4,645 (△ 70)	
		内訳	一般	60,710 (2,579)	58,093 (2,630)	△ 2,617 (51)
			退職	8,168 (391)	6,140 (270)	△ 2,028 (△ 121)
	過年度分年税額		527	653	126	
決定年税額の合計			903,276	700,687	△ 202,589	

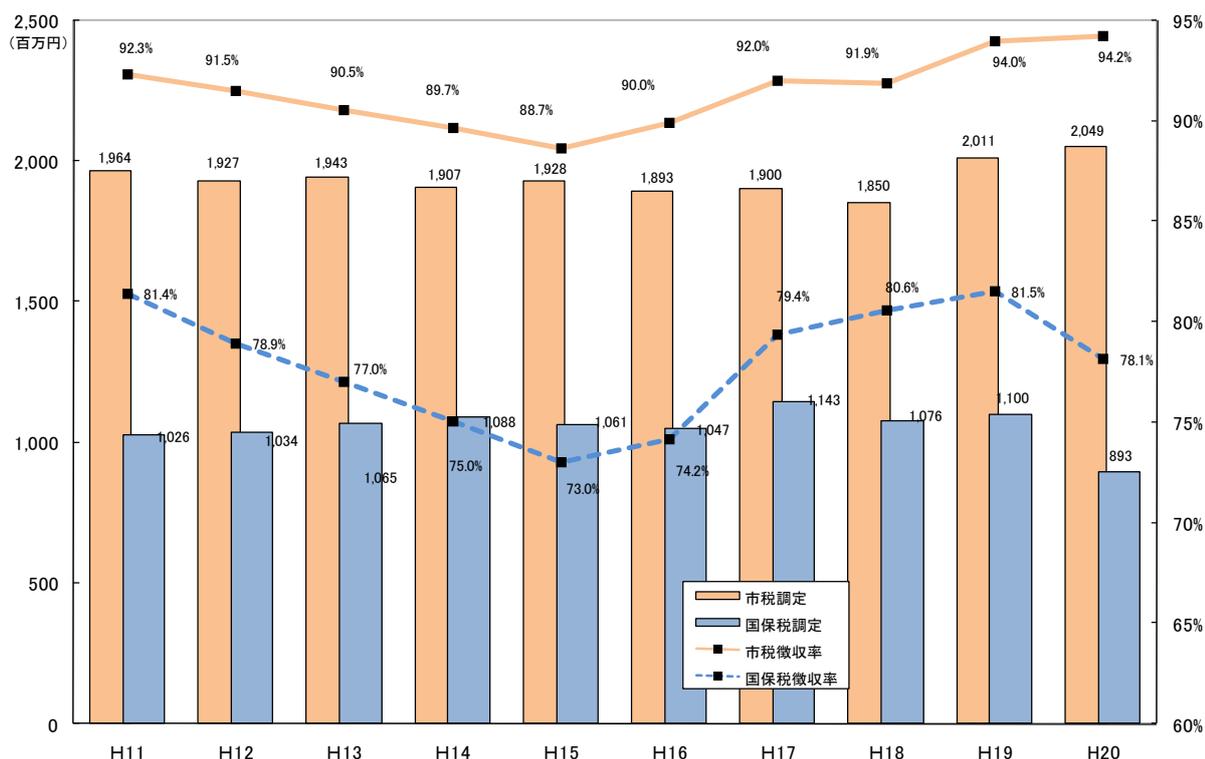
H20 から後期高齢者医療制度が開始されたことにより、国保資格世帯・課税額ともに大幅減となった。

## 5. 収納状況

昨年と比較すると市税収納率は伸びているが、後期高齢者医療制度開始による影響で国保税収納率は3.38ポイント落ち込み、現年滞繰合計の市税等徴収率は、0.23ポイント減となっている。

(現年繰越合計)

徴収率	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
市税	92.32%	91.52%	90.54%	89.65%	88.66%	89.95%	92.02%	91.87%	93.97%	94.21%
国保税	81.41%	78.94%	77.03%	75.03%	73.02%	74.18%	79.36%	80.57%	81.52%	78.14%
計	88.58%	87.13%	85.76%	84.34%	83.11%	84.33%	87.26%	87.72%	89.56%	89.33%



### 現年市税収納率は連年の増

不納欠損のおそれがある平成15年度以前からの滞納者と長期滞納者を中心に、財産調査(所内調査以外で預貯金952件、給料・年金380件、生命保険547件、自動車32件、不動産その他133件の合計2,044件(前年比112件増)を実施し、これに基づき滞納処分を行った。

市税収納率の現年度分は98.23%と0.01ポイント微増、滞繰分は26.56%と2.02ポイント上昇し、市税全体の徴収率は94.21%と0.24ポイント上昇した。国保税の現年度分は93.67%と0.32ポイント低下、滞繰分は21.62%と2.88ポイント低下し、国保税全体の徴収率は78.14%と3.38ポイントの大幅減となった。

市税、国保税ともに現年度分と滞納繰越分を合わせた徴収率は平成15年度を境に上昇しつづけてきたが、国保税の徴収率はH20年度に低下した。これは、後期高齢者医療制度が開始されたことが主な原因である。

## (1)督促

## 督促状発送件数

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	計
個人市民税	4	4	611	1	562	0	556	3	0	609	7	7	2,364
〃(特徴)	22	36	47	35	43	29	44	50	40	36	0	33	415
法人市民税	2	3	0	2	3	1	0	1	0	0	2	1	15
軽自動車税	1,872	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,874
固定資産税	1,126	14	25	1,070	1	1,093	13	0	956	6	6	14	4,324
国保税	4	28	5	899	947	947	850	833	854	819	758	29	6,973
計	3,030	86	688	2,007	1,556	2,071	1,463	887	1,850	1,470	773	84	15,965

(軽自動車税は車両ごとに督促)

督促件数は、前年比2,220件の減少となっている。これは、国保税の特別徴収開始、後期高齢者医療保険の特別徴収（どちらも納税意識が高い高齢者層となっている）によるものが大きいと思われる。引き続き、今後も期限内納付の意識を高める必要がある。

## (2)滞納処分

①差押 右表のとおり、

## ②交付要求

(強制換価手続きに参加して配当を受けようとする事  
と。)

滞納税額合計14,225,297円にかかる31件を処分した。(自らの差押への交付要求は除く)

## ③処分の停止

(処分可能財産がないとき等、滞納処分の執行を停止できる。)

滞納者が職権消除されるなど徴収できないことが  
明らかな場合の即時消滅など79件を停止した。

## 差押件数の増減

	H19	H20	増減
預貯金	115	107	-8
内市税滞納分	96	90	-6
内国保税滞納分	76	56	-20
給料・年金	45	78	33
内市税滞納分	37	66	29
内国保税滞納分	27	55	28
生命保険	91	73	-18
内市税滞納分	81	55	-26
内国保税滞納分	51	48	-3
国税還付金	37	35	-2
内市税滞納分	28	29	1
内国保税滞納分	25	27	2
動産	4	1	-3
内市税滞納分	2	1	-1
内国保税滞納分	4	1	-3
不動産	20	6	-14
内市税滞納分	20	5	-15
内国保税滞納分	15	5	-10
その他	13	31	18
内市税滞納分	13	31	18
内国保税滞納分	9	30	21
合計	325	331	6

## (3) 不納欠損処分

以下を表示する決算上の処分を不納欠損という。

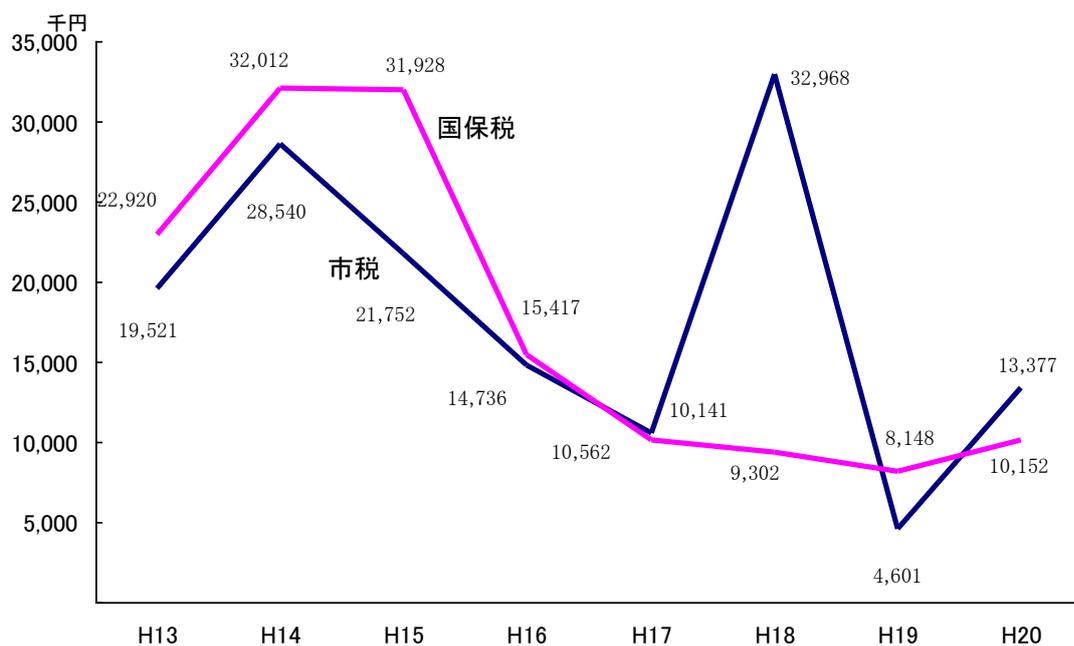
執行停止が3年間連続くと徴収権が消滅する(法15の7④)

徴収できないことが明らかな場合は即時消滅できる(法15の7⑤)。5年間徴収権を行使しないと時効により消滅(地方税法18①)。

税目	件数	執停後3年欠損	件数	即時欠損	件数	時効欠損	件数	計(円)	前年度計	比較
個人市民税	6	7,229	22	151,057	143	805,379	171	963,665	1,600,515	-39.80%
法人市民税	0	0	3	165,000	0	0	3	165,000	0	100.00%
固定資産税	10	241,900	114	10,375,506	136	1,047,300	260	11,664,706	2,308,425	405.30%
軽自動車税	6	24,600	20	61,410	144	497,800	170	583,810	691,802	15.60%
計	22	273,729	159	10,752,973	423	2,350,479	604	13,377,181	4,600,742	190.80%
国保税	110	514,804	272	5,451,870	437	4,185,584	819	10,152,258	8,147,692	24.60%
合計	132	788,533	431	16,204,843	860	6,536,063	1,423	23,529,439	12,748,434	84.70%

(件数は期別にカウントした)

不納欠損処分は、全体で84.7%の増となった。5年間徴収権を行使しないことによる徴収権の時効消滅(地方税法18①)が、前年より303件減、293万円以上減となった一方、徴収できないことが明らかな場合の徴収権の即時消滅(法15の7⑤)が、148件増、1400万円ほど増となった。これは、差押等の滞納処分を適正に実施し、真に財産の無い者に対する執行停止を行った結果によるもの。今後も、累積滞納額の圧縮をすすめていく。



※H18年度は、ある大規模小売店舗の固定資産税即時欠損を行った。

(4) 収入未済額内訳

滞納者を減らす取り組みを進めてきた結果、滞納者数は連年減りつづけており、昨年度 1,575 人から 142 人減り、1,433 人となった。これは、滞納繰越総額を減少させるため、現年度滞納者に対する電話催告や早期差押を実施し、5 万円未満の少額滞納者を減らしてきたことが大きい。逆に高額滞納者については財産調査が一巡し、滞納処分可能な財産が発見できず停滞ムードにあるため、法に基づく執行停止や即時欠損などにより滞納総額を圧縮することが重点課題の一つである。

